

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し(企業財務会計士の創設等)	
担当部局	金融庁総務企画局企業開示課開示業務室	電話番号: 03-3506-6000(内線2768) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成23年3月10日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【内容】</b>            新たに会計の専門家の資格「企業財務会計士」を創設する。            企業財務会計士の資格要件は、①公認会計士試験の合格、②一定の実務・教育経験(2年以上)とする。            また、企業財務会計士に対して、日本公認会計士協会への登録を求めるとともに、継続的専門研修(CPE)、信用失墜行為の禁止等の義務を課することとする。            また、上場企業等に対して、公認会計士又は企業財務会計士等の会計の専門家の活用の促進及びその状況の開示を求める。</p> <p><b>【目的及び必要性】</b>            会計の専門家の活用等の促進を通じて企業内における会計実務等の更なる充実を図り、企業内容等の開示の適正性を確保し、市場の公正性・透明性を高めるため、高い専門能力を有し独立の立場で監査証明業務を行う公認会計士とは別に、一定の会計の専門知識及び実務経験を有する者に対して、監査証明業務以外に行える会計の専門家の新たな資格を創設する必要がある。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>公認会計士法第4条、第34条の4、第34条の10の10、第34条の21、第34条の29、第34条の67、第34条の68、第34条の69、第34条の70、第34条の71、第34条の72、第34条の73、第35条、第43条、第44条、第46条の2、第49条の3、第51条、第52条、第53条、第53条の4、第54条、第55条、金融商品取引法第193条の4</p>	
想定される代替案	企業財務会計士の資格要件として実務・教育経験を求めない。 上記以外については、本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	企業財務会計士の資格を取得するため、公認会計士試験の合格、一定の実務・教育経験のための負担が生じるとともに、資格取得後は、継続的専門研修(CPE)の義務の履行等の負担が生じる。 また、上場企業等において会計の専門家の活用の状況の開示に伴う費用が生じる。	企業財務会計士の資格を取得するため、公認会計士試験の合格のための負担が生じるとともに、資格取得後は、継続的専門研修(CPE)の義務の履行等の負担が生じる。 また、上場企業等において会計の専門家の活用の状況の開示に伴う費用が生じる。
(行政費用)	企業財務会計士の資格要件の実務・教育経験の確認及び監督に伴う費用が発生する。	企業財務会計士の監督に伴う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	新たな費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	新たな会計の専門家として企業財務会計士の資格を創設するとともに、企業における会計の専門家の活用を促進することにより、企業における会計実務が充実し、企業の開示の信頼性が向上することが考えられる。また、企業での試験合格者の活躍が進むことにより待機合格者の抑制にもつながることが期待される。	新たな会計の専門家として企業財務会計士の資格を創設するとともに、企業における会計の専門家の活用を促進することにより、企業における会計実務が充実し、企業の開示の信頼性が向上することが考えられる。また、企業での試験合格者の活躍が進むことにより待機合格者の抑制にもつながることが期待される。 なお、企業財務会計士の資格要件として実務・教育経験を求めないことから、資格取得は容易ではあるものの、会計の専門家としての能力は本案と比べ低く、企業における会計実務の充実が限定的なものとなるおそれがある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析            本案については、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。            一方、新たな会計の専門家として企業財務会計士の資格を創設するとともに、企業における会計の専門家の活用を促進することにより、企業における会計実務の充実が図られ、企業の開示の信頼性の向上につながることが考えられる。また、企業での試験合格者の活躍が進むことにより待機合格者の抑制にもつながることが期待される。            これらの便益の増加というプラス効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較            本案と比べ、代替案は資格要件が少なく、遵守費用及び行政費用についても、代替案の方が少ない。            しかしながら、代替案では、企業財務会計士の資格要件として実務・教育経験を求めないことから、資格取得は容易ではあるものの、会計の専門家としての能力は本案と比べ低く、企業における会計実務の充実が限定的なものとなるおそれがある。            したがって、これらを総合的に勘案すると、企業財務会計士の資格要件に実務要件を設けることとする本案による改正が適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書(平成22年7月30日取りまとめ)において、企業財務会計士の創設等については、「我が国においても、非監査サービスや財務・経理等の企業内実務に従事するプロフェッショナルの数を今後増加させることが必要である。他方、監査の質の確保の観点からは、監査証明業務を担う公認会計士の質を下げるようなことになってはならない。」、「このような観点から、非監査サービスや企業内実務で活躍している者についても、「監査証明業務以外に行える会計のプロフェッショナル」(以下、「会計プロフェッショナル」という。)として認識し、現行の公認会計士(監査証明業務を独占的に行える会計のプロフェッショナル。以下、「公認会計士」という。)に至る前の段階の資格として、制度の中で明確に位置付けることが必要である。」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	-	